

現行	変更案
<b>第1～第3 省略</b>	<b>第1～第3 省略</b>
<b>第4 都市景観形成行為</b> 次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。 (1) 省略 (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が <u>10</u> m <sup>2</sup> 以上のもの (3) 省略 (4) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が <u>10</u> m <sup>2</sup> 以上のもの (5) 省略	<b>第4 都市景観形成行為</b> 次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。 (1) 省略 (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が <u>10</u> m <sup>2</sup> 以上のもの (3) 省略 (4) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が <u>10</u> m <sup>2</sup> 以上のもの (5) 省略
<b>第5 特定都市景観形成行為</b> 次に掲げる行為を特定都市景観形成行為とする。 (1) 高さが <u>100</u> mを超える建築物の新築又は移転 (2) 建築物の高さで <u>100</u> mを超える部分の増築又は改築（外観の変更を伴わないものは除く。）若しくは外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が建築物全体の見付面積の過半のもの (3) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが <u>100</u> mを超えるもの又は建築物に定着する工	<b>第5 特定都市景観形成行為</b> 次に掲げる行為を特定都市景観形成行為とする。 (1) 高さが <u>100</u> mを超える建築物の新築又は移転 (2) 建築物の高さで <u>100</u> mを超える部分の増築又は改築（外観の変更を伴わないものは除く。）若しくは外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が建築物全体の見付面積の過半のもの (3) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが <u>100</u> mを超えるもの又は建築物に定着する工

現行	変更案
<p>工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の高さが地盤面から<u>100m</u>を超えるものの新設、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない改築は除く。）</p> <p>(4) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが<u>100m</u>を超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の高さが地盤面から<u>100m</u>を超えるものの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が工作物全体の見付面積の過半のもの</p>	<p>作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該作物の高さが地盤面から <u>100m</u>を超えるものの新設、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない改築は除く。）</p> <p>(4) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で高さが <u>100m</u>を超えるもの又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で当該工作物の高さが地盤面から <u>100m</u>を超えるものの外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が工作物全体の見付面積の過半のもの</p>
<h2>第6 行為指針</h2> <h3>1 アクティビティフロア</h3> <p>(1) 都市景観協議地区図に示すペデストリアンネットワークや歩道等の歩行空間、人々が自由に利用できる広場状空地（以下「コモンスペース」という）等に面する位置には、店舗や文化芸術活動など、にぎわいを創出する空間（以下「アクティビティフロア」という）を配置する。</p> <p>(2)～(4) 省略</p>	<h2>第6 行為指針</h2> <h3>1 アクティビティフロア</h3> <p>(1) 都市景観協議地区図に示すペデストリアンネットワークや歩道等の歩行空間、人々が自由に利用できる広場状空地（以下「コモンスペース」という）等に面する位置には、店舗や文化芸術活動など、にぎわいを創出する空間（以下「アクティビティフロア」という）を配置する。</p> <p>(2)～(4) 省略</p>
<h3>2 歩道状空地</h3> <p>(1) 街の公共空間と建築物の私的空間との間には、中間領域としての空間（以下「歩道状空地」という）を豊かにしつらえる。</p> <p>(2)～(4) 省略</p>	<h3>2 歩道状空地</h3> <p>(1) 街の公共空間と建築物の私的空間との間には、中間領域としての空間（以下「歩道状空地」という）を豊かにしつらえる。</p> <p>(2)～(4) 省略</p>

現行	変更案																
<p><b>3～9 省略</b></p> <p><b>10 屋外広告物</b></p> <p>(1) 屋外広告物は、次に掲げる基準に基づき、秩序ある広告景観を形成し、街のにぎわいを創出する。ただし、街のにぎわい創出や活性化を目的としたエリアマネジメント活動（※）によるもので、「11 にぎわい形成」に適合するものは、この限りでない。</p> <p>ア、イ 省略</p> <p>※ エリアマネジメント団体（一般社団法人横浜みなとみらい21）が主催する活動をいう。「11 にぎわい形成」においても同様とする。</p>	<p><b>3～9 省略</b></p> <p><b>10 屋外広告物</b></p> <p>(1) 屋外広告物は、次に掲げる基準に基づき、秩序ある広告景観を形成し、街のにぎわいを創出する。ただし、街のにぎわい創出や活性化を目的としたエリアマネジメント活動（※）によるもので、「11 にぎわい形成」に適合するものは、この限りでない。</p> <p>ア、イ 省略</p> <p>※ <u>地区全体の活性化に資する活動</u>（エリアマネジメント団体（一般社団法人横浜みなとみらい21）が主催する活動若しくは主体的に参加する実行委員会等が実施する活動又は複数施設で連携して取り組むイベント活動等）をいう。「11 にぎわい形成」においても同様とする。</p>																
<p>別表1</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>表示内容・デザイン</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>色彩</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>照明</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>映像広告</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	表示内容・デザイン	省略	色彩	省略	照明	省略	映像広告	省略	<p>別表1</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>表示内容・デザイン</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>色彩</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>照明</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>映像広告 <u>（投影広告物を含む）</u></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	表示内容・デザイン	省略	色彩	省略	照明	省略	映像広告 <u>（投影広告物を含む）</u>	省略
表示内容・デザイン	省略																
色彩	省略																
照明	省略																
映像広告	省略																
表示内容・デザイン	省略																
色彩	省略																
照明	省略																
映像広告 <u>（投影広告物を含む）</u>	省略																

現行		変更案	
別表2		別表2	
建築物に表示・設置する屋外広告物	省略	建築物に表示・設置する屋外広告物	省略
独立広告物（廣告塔・廣告板）	省略	独立広告物（廣告塔・廣告板）	省略
その他	<p>立看板は、自家用広告物または案内広告物で次に掲げるもののうち、デザイン及び設置数等周辺の景観に配慮したもの</p> <p>ア 表示面積は、1面あたり2m<sup>2</sup>以内とする。 ただし、景観上特に配慮し、質の高いデザインと市長が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>イ 省略</p>	<p>立看板は、自家用広告物または案内広告物で次に掲げるもののうち、デザイン及び設置数等周辺の景観に配慮したもの</p> <p>ア 表示面積は、1面あたり2m<sup>2</sup>以内とする。 ただし、景観上特に配慮し、質の高いデザインと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>イ 省略</p>	<p>立看板は、自家用広告物または案内広告物で次に掲げるもののうち、デザイン及び設置数等周辺の景観に配慮したもの</p> <p>ア 表示面積は、1面あたり2m<sup>2</sup>以内とする。 ただし、景観上特に配慮し、質の高いデザインと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>イ 省略</p>
	省略		省略
<b>1.1 にぎわい形成</b>		<b>1.1 にぎわい形成</b>	
<p>(1) エリアマネジメント活動として、公開空地やコモンスペース、隣接する公園等を活用して、オープンカフェや来街者向けのイベントの開催等を積極的に展開し、次の事項について配慮するとともに、街のにぎわい創出に努める。</p> <p>ア、イ 省略</p> <p>ウ 屋外広告物は、にぎわいの演出に効果的で当地区にふさわしいものとなるよう、色彩、デザイン等について工夫され、また、著しく景観を損なわないよう設置数に配慮されたものとする。</p>		<p>(1) エリアマネジメント活動として、公開空地やコモンスペース、隣接する公園等を活用して、オープンカフェや来街者向けのイベントの開催等を積極的に展開し、次の事項について配慮するとともに、街のにぎわい創出に努める。</p> <p>ア、イ 省略</p> <p>ウ 屋外広告物や照明は、にぎわいの演出に効果的で当地区にふさわしいものとなるよう、色彩、デザイン等について工夫されたものとする。映像装置や照明によるイベント演出は、季節や時間に合わせた限定的なものとし、近隣施設への影響や周辺地区からの見え方に配慮し地区全体の良好な景観を阻害しないものとする。</p>	

